Ⅵ　適格請求書等保存方式（令和５年 10 月１日～）

この章では、令和５年 10 月１日からの仕入税額控除の方式である適格請求書等保存方式について説明します。

１　適格請求書等保存方式の概要

令和５年 10 月１日から複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

適格請求書等保存方式の下では、「帳簿」及び税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆるインボイス）などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

■「適格請求書」とは…？

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます（Ｐ57 参照）。

２　適格請求書発行事業者登録制度

○　適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。

○　適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出（以下「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出することを「登録申請手続」といいます。）し、登録を受ける必要があります。

登録は、課税事業者であれば受けることができます。

～適格請求書発行事業者の申請から登録まで～

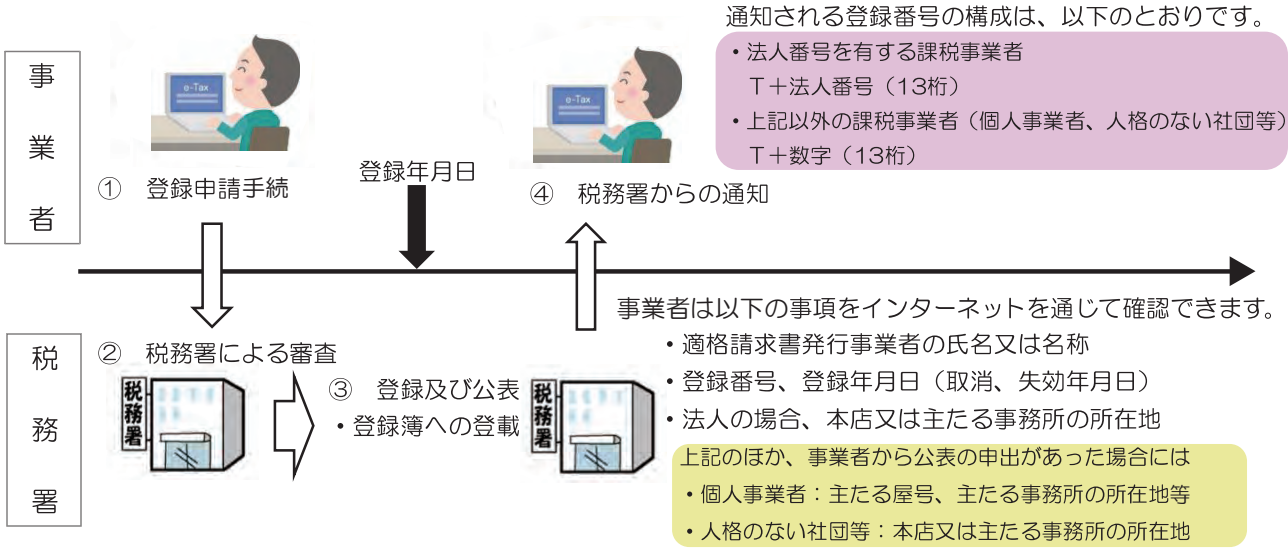

≪登録申請は、e-Taxで!!≫

○　「e-Taxソフト（WEB版）」（パソコンで利用可能）又は「e-Taxソフト（SP版）」（スマートフォンで利用可能）で、画面案内に従い入力する（問答形式）ことにより申請できるため、e-Taxによる申請が便利です。ぜひご利用ください！

（注）e-Taxによる申請は、令和３年10月１日から可能となります。e-Taxによる申請方法等について詳しくは、「インボイス制度特設サイト」（P77）をご覧ください。

参　考

1　e-Tax で登録申請し、登録通知について電子データでの通知（電子通知）を希望した場合は、電子データで登録通知が送信されます。その他の場合は、税務署から登録通知書が郵送されます。

2　公表事項は、適格請求書発行事業者公表サイト（P71 参照）で確認することができます。

3　個人事業者が主たる屋号、主たる事務所の所在地等や、人格のない社団等が本店又は主たる事務所の所在地についても公表を希望する場合は、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出してください。

　また、個人事業者の氏名について、「住民票に併記されている外国人の通称」又は「住民票に併記されている旧氏（旧姓）」を氏名として公表することを希望する場合又はこれらを氏名と併記して公表を希望する場合は、必要事項を記載した「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」の提出が必要です。

もっと詳しく

≪登録通知の受領もe-Taxで!!≫

e-Tax で登録申請する際に、「登録通知書の電子通知」に同意することで、登録通知をデータで受け取ることができ、データで受け取った場合、以下のメリットがあります。

1　**書面通知より、登録通知を早く受け取ることができる（郵送によるタイムラグがない。）。**

2　**登録通知の紛失リスクがない。**

3　**取引先への連絡が便利**（取引先から登録番号を確認された際、メールに登録通知のデータを添付して、その取引先に送信することもできます。）。

≪登録申請のスケジュール≫

登録申請手続は、令和３年 10 月１日から行うことができます。適格請求書等保存方式が導入される**令和５年10 月１日から登録を受ける**ためには、原則として、**令和５年３月 31 日まで**に登録申請手続を行う必要があります。

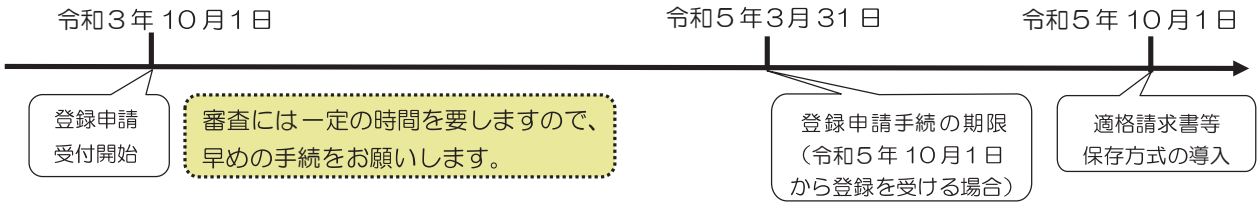

留意点

■　適格請求書発行事業者の登録を受けている事業者において、翌課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となった場合の納税義務

その課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、原則として、消費税の納税義務が免除され、免税事業者となります。

しかしながら、適格請求書発行事業者は、その基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となった場合でも適格請求書発行事業者の登録の効力が失われない限り、免税事業者となりません。

なお、登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

もっと詳しく

≪適格請求書発行事業者の登録を受けた後の留意点≫

○　基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下でも、登録の効力が失われない限り、申告が必要です。

○　以下のような公表事項に変更が生じた場合や、登録を失効させる場合には、一定の手続が必要です。

手続が必要な場合	提出する届出書
次の事項に変更があった場合 ・氏名又は名称 ・（法人のみ）本店又は主たる事務所の所在地	適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書に記載した公表事項に変更があった場合	適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書
登録の取消しを求める場合※１	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書※２
事業を廃止した場合	事業廃止届出書
法人が合併により消滅した場合	合併による法人の消滅届出書
個人事業者が死亡した場合※１	適格請求書発行事業者の死亡届出書

※１　令和５年10月１日以降提出することができます。
※２　「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者が、免税事業者に戻るためには「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出も必要となります。

■　適格請求書発行事業者の取りやめ及び失効

適格請求書発行事業者は、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」（登録取消届出書）を提出することにより、原則として、登録取消届出書を提出した翌課税期間の初日に、適格請求書発行事業者の登録の効力を失わせることができます（登録取りやめ）。

（注）　登録取消届出書を提出した日の属する課税期間の末日から起算して 30 日前の日から、その課税期間の末日までの間に提出した場合、その提出があった日の属する課税期間の**翌々**課税期間の初日に登録の効力が失われます。

《登録の取りやめ》（例）３月決算法人の場合

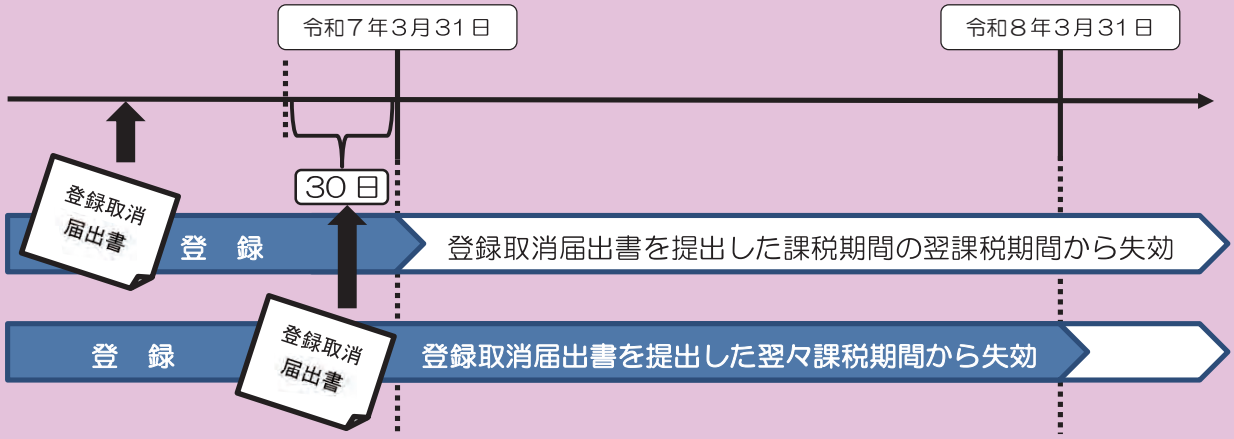

注意　次の取消事由に該当する場合、適格請求書発行事業者の登録が取り消されることがあります。

①　１年以上所在不明である場合（「所在不明」とは、例えば、消費税の申告書の提出がない場合などにおいて、文書の返戻や電話の不通をはじめとして、事業者と必要な連絡がとれないときをいいます。）
②　事業を廃止したと認められる場合
③　合併により消滅したと認められる場合（法人の場合）
④　消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合

3　適格請求書発行事業者の義務等（売手側の留意点）

適格請求書発行事業者には、次の①から④の義務が課されます。

① 適格請求書を交付又は適格請求書に係る電磁的記録を提供する義務
（適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除きます。）

② 適格返還請求書の交付又は適格返還請求書に係る電磁的記録を提供する義務

③ 修正した適格請求書の交付又は修正した適格請求書に係る電磁的記録を提供する義務

④ 上記①から③の書類の写し又は電磁的記録を保存する義務

（注）「上記①から③の書類の写し」とは、交付した書類そのものを複写したものに限らず、例えば、適格簡易請求書に係るレジのジャーナルなど、その適格請求書等の記載事項が確認できる程度の記載がされているものもこれに含まれます。

■ 適格請求書の交付に当たっては、以下の行為が禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

① 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付すること。

② 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付すること。

≪適格請求書に係る電磁的記録の提供・保存方法≫

○ 適格請求書に係る電磁的記録とは、適格請求書の記載事項を記録した電子データをいい、電磁的記録による提供方法としては、光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供のほか、例えば、以下の方法があります。

① ＥＤＩ取引における電子データの提供

② 電子メールによる電子データの提供

③ インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じた電子データの提供

○ 提供した電磁的記録を保存するために、次のいずれかの措置が必要になります。

① 一定の方法でタイムスタンプを付す（タイムスタンプが付与された電磁的記録の提供を受けた場合、受領者による付与は不要です。）

② 自由にデータを訂正又は削除できない一定のシステム等を使用する

③ 訂正又は削除の防止に関する事務処理の規程を定める

なお、この電磁的記録の保存に当たり、税務署長の承認を受ける必要はありません。

○ 保存の際には、システム仕様書等の備付けを行い、電磁的記録を速やかに出力できるようにし、取引年月日等を検索条件として設定できるようにするなど、一定の要件※を満たす必要があります。

※ 一定の小規模事業者については、所定の要件に該当する場合、検索機能は不要です。

○ 提供した電磁的記録は、提供した日の属する課税期間の末日の翌日から２月を経過した日から７年間、納税地等に保存しなければなりません（クラウド上に電磁的記録を保存することもできます。）。

○ 適格請求書発行事業者は、提供した電磁的記録を紙に印刷して保存することもできます。
この場合、整然とした形式及び明瞭な状態で出力する必要があります。

（参考）提供した適格請求書に係る電磁的記録の保存方法等の詳細については、国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトの適格請求書等保存方式に関するＱ＆Ａを参考としてください。

(1)　適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項

記載事項は、以下のとおりです。（下線の項目が、区分記載請求書の記載事項（P28 参照）に追加される事項です。）

適格請求書

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに１回ずつ）
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書※

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに１回ずつ）又は適用税率

※　不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等の取引について、交付することができます。

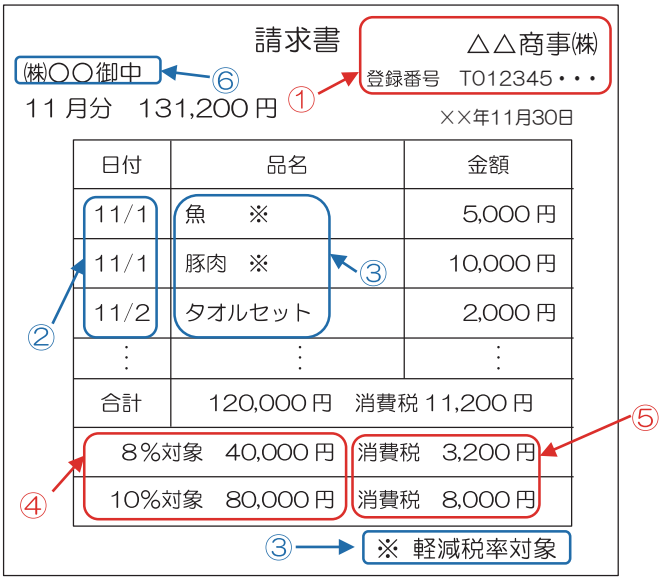

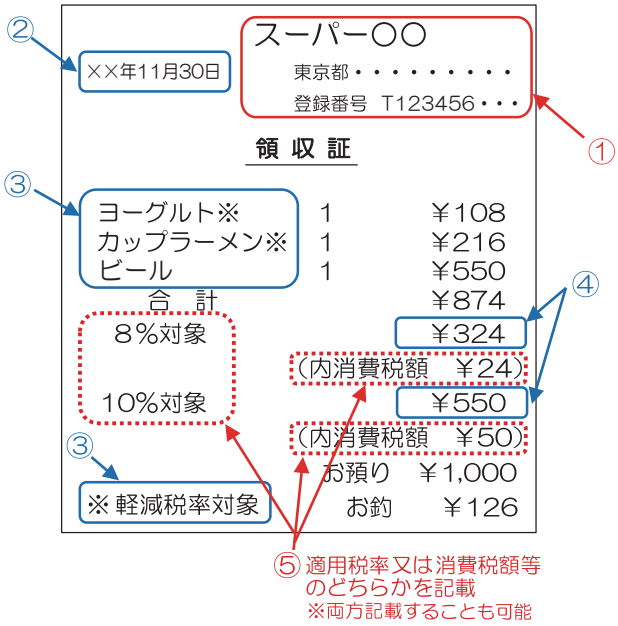

適格請求書及び適格簡易請求書の様式

適格請求書及び適格簡易請求書の様式は、法令等で定められていません。

適格請求書又は適格簡易請求書として必要な事項が記載されたもの（請求書、納品書、領収書、レシート等）であれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書又は適格簡易請求書に該当します。

適格請求書に記載する消費税額等の端数処理

適格請求書の記載事項である消費税額等については、一の適格請求書につき、税率ごとに１回の端数処理を行います。

なお、１円未満の端数の切上げ、切捨て、四捨五入などの端数処理の方法については、任意の方法とすることができます。

（注）　一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、１円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等として記載することは認められません。

≪一の適格請求書につき、税率ごとに１回の端数処理を行う場合≫

○

請求書

㈱○○御中　　XX 年 11 月 1 日

10 月分（10/1～10/31）100,000 円（税込）

日付	品名	金額
10/1	小麦粉　※	5,000 円
10/1	牛肉　　※	8,000 円
10/2	ｷｯﾁﾝﾍﾟｰﾊﾟｰ	2,000 円
⋮	⋮	⋮
合計	100,000 円（消費税 8,416 円）	
10%対象	60,000 円	（消費税 5,454 円）
8%対象	40,000 円	（消費税 2,962 円）

※印は軽減税率対象商品　　△△商事㈱

登録番号　T12345……

消費税額等の端数処理は、適格請求書単位で、税率ごとに１回行います。

10%対象：

60,000 円×10/110≒5,454 円

8%対象：

40,000 円×8/108≒2,962 円

《個々の商品ごとに端数処理しているもの》

×

請求書

㈱○○御中　　XX 年 11 月 1 日

10 月分（10/1～10/31）100,000 円（税込）

日付	品名	金額
10/1	小麦粉　※	5,000 円
10/1	牛肉　　※	8,000 円
10/2	ｷｯﾁﾝﾍﾟｰﾊﾟｰ	2,000 円
⋮	⋮	⋮
合計	100,000 円（消費税 8,380 円）	
10%対象	60,000 円	（消費税 5,439 円）
8%対象	40,000 円	（消費税 2,941 円）

※印は軽減税率対象商品　　△△商事㈱

登録番号　T12345……

商品ごとに消費税額等を計算し、１円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等とすることはできません。

10%対象：

2,000 円 × 10/110 ≒ 181 円

・　・　≒　・・円

・　・　≒　・・円

・　・　≒　・・円

合計　5,439 円

8%対象：

5,000 円 × 8/108 ≒ 370 円

8,000 円 × 8/108 ≒ 592 円

・　・　≒　・・円

・　・　≒　・・円

合計　2,941 円

交付した適格請求書等に誤りがあった場合は…？

適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書（適格簡易請求書、適格返還請求書を含みます。）に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付しなければなりません。

修正した適格請求書の交付方法については、例えば、次の①又は②のいずれの方法によることも可能です。

① 誤りがあった事項を訂正の上、改めて記載事項の全てを記載した書類を交付する方法

② 当初に交付した適格請求書との関連性を明らかにしたうえで、修正した事項を明示した書類を交付する方法

【例】 当初の適格請求書において、10%対象の売上金額及び消費税額等が誤っていた場合

○ 当初の適格請求書

請求書≪４月分≫

〇年〇月〇日

●●（株）御中

（株）△△

登録番号：T123456･･･

月	日	商品	売上金額（税抜）	
4	3	菓子	※	5,900
	4	酒		30,000
	7	菓子	※	30,000
		…		
合計		売上金額	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		100,000円	10,000円	

※は軽減税率対象

誤り箇所

① 修正点を含め全ての事項を記載

請求書≪４月分・修正≫

〇年〇月×日

●●（株）御中

（株）△△

登録番号：T123456･･･

月	日	商品	売上金額（税抜）	
4	3	菓子	※	5,900
	4	酒		30,000
	7	菓子	※	30,000
		…		
合計		売上金額	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		110,000円	11,000円	

※は軽減税率対象

交付を受けた事業者（買手）は、修正された適格請求書（①）のみ保存する。

② 修正事項のみを明示

≪修正事項の通知≫

〇年〇月×日

●●（株）御中

（株）△△

〇年〇月〇日付4月分請求書について、下記のとおり誤りがありましたので、修正いたします。

関連性を明記

修正箇所

正

合計	売上金額	消費税額等
10%対象	110,000円	11,000円

誤

合計	売上金額	消費税額等
10%対象	100,000円	10,000円

（注）当初の適格請求書と合わせて保存願います。

交付を受けた事業者（買手）は、当初の適格請求書と修正事項が記載された書類（②）を合わせて保存する。

（注） 修正した適格請求書を交付した事業者（売手）は、当初の適格請求書の写し及び修正した適格請求書（①又は②）の写しの保存が必要となります。

複数の書類又は電磁的記録による対応

適格請求書とは、一定の事項が記載された請求書、納品書その他これらに類するものをいいますが、一の書類又は電磁的記録のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。

例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類又は電磁的記録、書面と電磁的記録を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

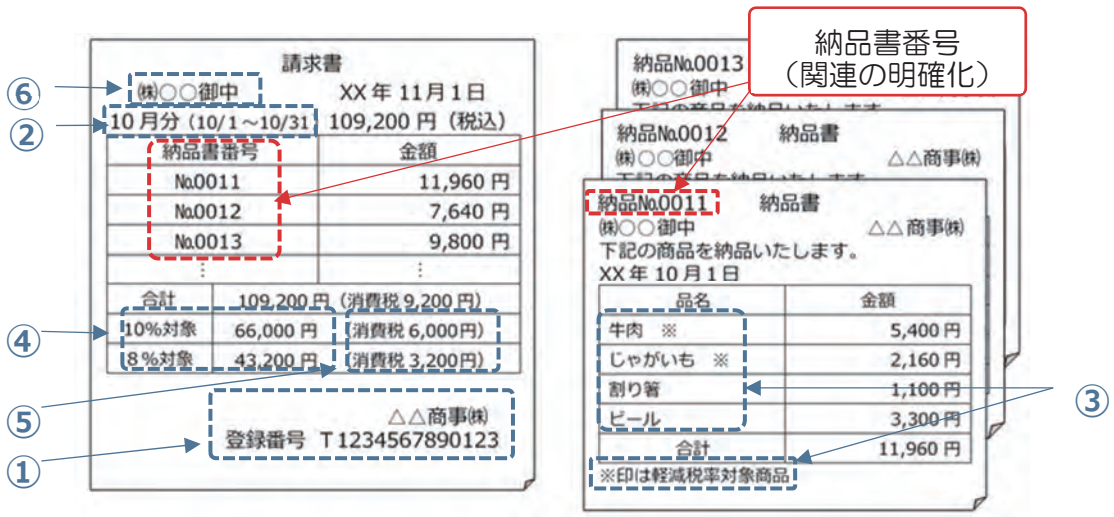

記載事項

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(2) 適格請求書の交付義務免除

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、適格請求書の交付義務が免除されます。

① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（３万円未満のものに限ります※。）
② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等（３万円未満のものに限ります。）
⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

※ 公共交通機関による旅客の運送が３万円未満かどうかは、１回の取引の税込価額が３万円未満かどうかで判定します。したがって、１商品（切符１枚）ごとの金額や、月まとめ等の金額で判定することにはなりません。例えば、東京-大阪間の大人運賃が13,000円であり、４人分の運送役務の提供を行う場合には、４人分の52,000円で判定することとなります。

■　適格請求書の交付義務が免除される自動販売機や自動サービス機による商品の販売等とは

適格請求書の交付義務が免除される自動販売機及び自動サービス機により行われる税込価額が３万円未満の商品の販売等とは、代金の受領と資産の譲渡等が自動で行われる機械装置であって、その機械装置のみで、代金の受領と資産の譲渡等が完結するものをいいます。

したがって、例えば、自動販売機による飲食料品の販売のほか、コインロッカーやコインランドリー等によるサービス、金融機関の ATM による手数料を対価とする入出金サービスや振込サービスのように機械装置のみにより代金の受領と資産の譲渡等が完結するものが該当することとなります。

（注）　セルフレジのように単に精算のみが行われるものや、自動券売機のように券類の発行と代金の受領のみが行われるものは含みません。

⑶　適格返還請求書の交付義務及び記載事項

適格請求書発行事業者は、課税事業者に返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、適格返還請求書を交付する義務が課されています。

適格返還請求書の記載事項は、次のとおりです。

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

② 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日（適格請求書を交付した売上げに係るものについては、課税期間の範囲で一定の期間の記載で差し支えありません。）

③ 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）

④ 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額

⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

【適格返還請求書の記載例】

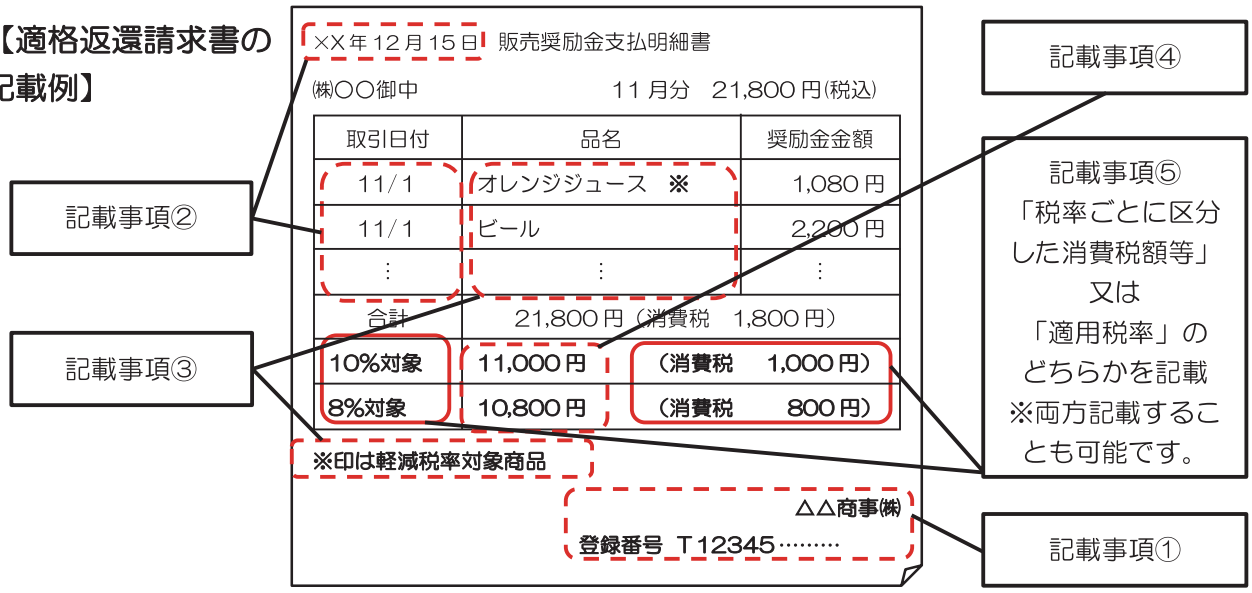

《適格請求書と適格返還請求書を一の書類で交付する場合》

課税資産の譲渡等と売上げに係る対価の返還等を行った場合には、取引先に対し、適格請求書と適格返還請求書を交付する義務があります。

このように一の事業者に対して適格請求書と適格返還請求書を交付する場合においては、適格請求書と適格返還請求書それぞれに必要な事項を記載して、一枚の書類で交付することも可能です。

この場合、原則として、課税資産の譲渡等の金額と売上げに係る対価の返還等の金額のそれぞれを記載する必要がありますが、継続して、①課税資産の譲渡等の対価の額から売上げに係る対価の返還等の金額を控除した金額、及び②その金額に基づき計算した消費税額等を税率ごとに請求書等に記載する場合には、その記載をもって、必要な記載事項を満たすこともできます。

【対価の返還等を控除した後の金額を記載する場合】

請求書

㈱〇〇御中　　XX 年 12 月 15 日

11 月分　98,300 円（税込）

（11/１～11/30）

日付	品名	金額
11/１	ｵﾚﾝｼﾞｼﾞｭｰｽ　※	5,400 円
11/１	ビール	11,000 円
⋮	⋮	⋮
合計	109,200 円（消費税 9,200 円）	
販売奨励金		
10/12	ﾘﾝｺﾞｼﾞｭｰｽ　※	1,080 円
⋮	⋮	⋮
合計	10,900 円（消費税 900 円）	
請求金額	98,300 円（消費税 8,300 円）	
10%対象	60,500 円（消費税 5,500 円）	
8%対象	37,800 円（消費税 2,800 円）	

※は軽減税率対象商品

△△商事㈱

登録番号 T12345……

継続的に、
① 課税資産の譲渡等の対価の額から売上げに係る対価の返還等の金額を控除した金額
及び
② その金額に基づき計算した消費税額等
を税率ごとに記載すれば記載事項を満たします。

※　適格返還請求書は、売手が買手に交付することが原則となります。この点、買手が適格返還請求書の必要事項を記載した「仕入明細書」を作成し、売手の確認を受けるのであれば、売手の適格返還請求書の交付は不要となります。

Q　適格返還請求書に記載する「売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日」として、例えば、10 月中に返品を受けた商品は、前月である９月中に販売したものの返品として処理している場合には、「９月末日」を記載することも認められるでしょうか。

A　返品等の処理を合理的な方法により継続して行っているのであれば、当該返品等の処理に基づき合理的と認められる年月日を記載することとしても差し支えありません。

したがって「前月末日」や「最終販売年月日」を「売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日」として記載することも、そのような処理が合理的な方法として継続して行われているのであれば、認められることとなります。

⑷　適格請求書の交付方法の特例等

業務を委託する事業者（委託者）が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の**双方が適格請求書発行事業者である場合**には、一定の要件の下、媒介者等が、**自己の氏名又は名称及び登録番号**を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。

《適格請求書の交付方法の特例の具体例：委託販売》

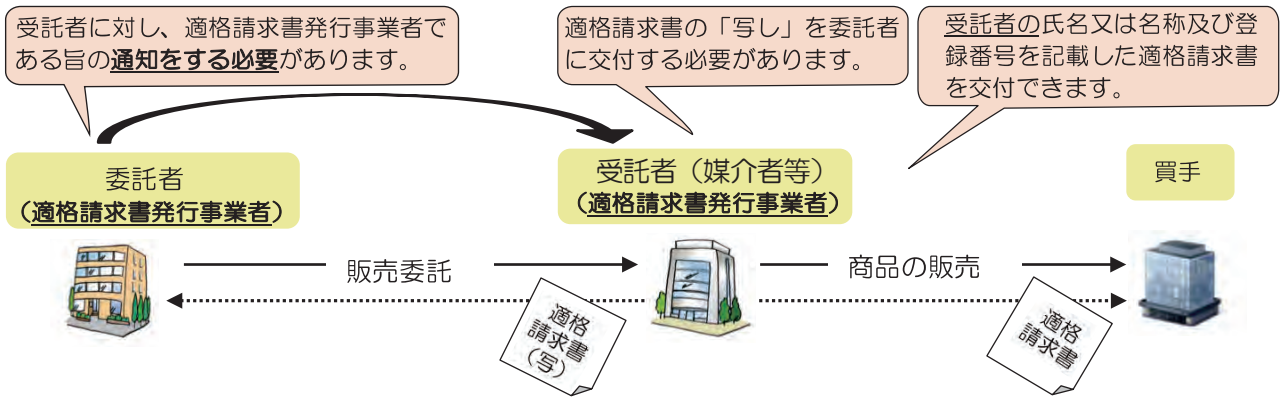

※　委託者及び受託者の**双方において**適格請求書の写しを保存する必要があります（委託者に対して交付する適格請求書の写しについては、一定の場合、受託者の作成した精算書でも差し支えないものとされます。）。

■　委託者に対して交付する適格請求書の写しについて、受託者の作成した精算書でも差し支えない一定の場合とは…？

委託者に交付する適格請求書の写しについては、例えば、複数の委託者の商品を販売した場合や、多数の購入者に対して日々適格請求書を交付する場合などで、コピーが大量になるなど、適格請求書の写しそのものを交付することが困難な場合には、適格請求書の写しと相互の関連が明確な、精算書等を交付することで差し支えありませんが、この場合には、交付した当該精算書等の写しを保存する必要があります。

なお、精算書等には、適格請求書の記載事項のうち、「税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率」や「消費税額等」など、委託者の売上税額の計算に必要な一定事項を記載する必要があります。

なお、適格請求書の交付方法について、売手とは異なる別の者（適格請求書発行事業者に限りません。）が、売手に代理して売手の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を買手に対し交付する方法（代理交付）も認められます。

4　仕入税額控除の要件（買手側の留意点）

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合（P67(3)参照）を除き**一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件**となります。

仕入税額控除の要件

	～令和５年9月 **【区分記載請求書等保存方式】**	令和５年10月～ **【適格請求書等保存方式】** （いわゆるインボイス制度）
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式 と同様
請求書等	区分記載請求書等 の保存	**適格請求書**（いわゆるインボイス）等 の保存

（注）　適格請求書等保存方式の導入前において、仕入先から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引事実に基づき追記することができますが、適格請求書等保存方式の導入後は、このような追記をすることはできません。

(1)　帳簿の記載事項

帳簿の記載事項は、区分記載請求書等保存方式の記載事項（P27参照）と同様です。

(2)　請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

①　適格請求書又は適格簡易請求書

②　仕入明細書等（買手側が作成する書類で適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの）

③　卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類（P60(2)②③の取引）

④　①から③の書類に係る電磁的記録

参　考

電磁的記録の提供を受けた事業者（買手）は、電磁的記録を一定の要件を満たした方法で保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

提供した（提供を受けた）電磁的記録の保存要件や具体的な保存方法については、国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトの適格請求書等保存方式に関するQ＆Aをご覧ください。

仕入明細書等による対応

適格請求書等保存方式においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます。

その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

仕入明細書等の記載事項

① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
③ 課税仕入れを行った年月日
④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨）
⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

【記載例】

② 課税仕入れの相手方の登録番号

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

仕入明細書
≪４月分≫

●●（株）御中　　○年○月○日

登録番号：T123456･･･　　（株）△△

○送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします。

支払金額合計　229,000円

月	日	取引		支払金額（税抜）
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	500
	3	食品※	8%	5,900
		…		
合計		支払金額（税抜）		消費税額等
8%対象		100,000円		8,000円
10%対象		110,000円		11,000円

※印は軽減税率対象商品

■　仕入明細書を請求書等とするための仕入明細書の相手方への確認方法は…？

相手方の確認を受ける方法としては、例えば、次のようなものが該当します。

① 仕入明細書等への記載内容をファクシミリ等、通信回線等を通じて課税仕入れの相手方の端末機に出力し、確認の通信を受けた上で、自己の端末機から出力したもの

② 仕入明細書等に記載すべき事項に係る電磁的記録につきインターネットや電子メールなどを通じて課税仕入れの相手方へ提供し、相手方から確認の通知等を受けたもの

③ 仕入明細書等の写しを相手方に交付し、又は仕入明細書等の記載内容に係る電磁的記録を相手方に提供した後、一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には、記載内容のとおり確認があったものとする基本契約等を締結した場合におけるその一定期間を経たもの

参　考

■　仕入明細書に対価の返還等について記載（適格返還請求書について仕入明細書で対応）する場合

返品や値引き等、対価の返還等が行われた場合において、買手が適格返還請求書の必要事項を記載した仕入明細書を作成し、売手の確認を受けるのであれば売手の適格返還請求書の交付は不要となります。

なお、仕入明細書と適格返還請求書の必要事項を、一の書類で記載することは差し支えありません。この場合、事業者ごとに継続して課税仕入れに係る支払対価の額から対価の返還等の金額を相殺して表示することも認められます。

課税期間の末日までに支払対価の額が確定しないとき、仕入税額控除はどうするの…？

適格請求書等保存方式の導入前においては、例えば水道光熱費など、検針等に一定期間を要し、課税仕入れを行った課税期間の末日までに支払対価の額が確定しない課税仕入れについては、課税仕入れを行う事業者が課税期間の末日の現況により適正に対価の額を見積もることにより仕入税額控除を行うことが認められています。

適格請求書等保存方式の下で、課税期間の末日までにその支払対価の額が確定せず、見積額で仕入税額控除を行う場合の取扱いについては、以下の①又は②のとおりとなります。

なお、以下の①又は②のいずれの場合も、その後確定した対価の額が見積額と異なるときは、その差額は、その確定した日の属する課税期間における課税仕入れに係る支払対価の額に加算し、又は当該課税仕入れに係る支払対価の額から控除することとなります。

①　見積額が記載された適格請求書の交付を受ける場合

取引の相手方から見積額が記載された適格請求書の交付を受ける場合、これを保存することで見積額による仕入税額控除が認められます。(注１)

その後、確定額と見積額が異なる場合には、確定額が記載された適格請求書（対価の額を修正した適格請求書）の交付を受けた上で、これを保存する必要があります。

②　見積額が記載された適格請求書の交付を受けられない場合

見積額が記載された適格請求書の交付を受けられない場合であっても、電気・ガス・水道水の供給のような継続して行われる取引(注２)については、見積額が記載された適格請求書や仕入明細書の保存がなくとも、その後、金額が確定したときに交付される適格請求書を保存することを条件として、課税仕入れを行う事業者が課税期間の末日の現況により適正に見積もった金額で、仕入税額控除を行うこととして差し支えありません。

（注）１　見積額を記載した仕入明細書を自ら作成し、相手方の確認を受けた場合は、これを保存することで見積額による仕入税額控除が認められます。確定額と見積額が異なる場合の取扱いは、上記と同様です。

２　このほか、例えば、機械等の保守点検、弁護士顧問契約のように契約等に基づき継続的に課税資産の譲渡等が行われ、金額が確定した際に適格請求書の交付を受ける蓋然性の高い取引がこれに該当します。

⑶　帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

①　適格請求書の交付義務が免除されるＰ60（2）①④⑤に掲げる取引

②　適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引

③　古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引

④　適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引

⑤　従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

（注）　適格請求書等保存方式の導入前においては、「３万円未満（税込み）の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項が記載された帳簿の保存のみで 仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の導入後は、これらの規定は廃止されます。

《免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置》

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置の規定の適用を受ける旨が記載されている場合には、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています（Ｐ70参照）。

簡易課税制度を選択している場合は…？

簡易課税制度とは 、課税売上高から納付する消費税額を計算する制度です。

具体的には、課税期間における課税標準額に対する消費税額にみなし仕入率（例えば、卸売業は90%など）を掛けて計算した金額が仕入控除税額となります。

したがって、簡易課税制度を選択している場合、適格請求書などの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。

5　令和５年 10 月１日以降の税額計算等

消費税率は標準税率（10%）と軽減税率（8%）の複数税率であることから、売上げと仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要がありますが、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除するといった消費税額の計算方法は、適格請求書等保存方式においても現行と変わりありません。

具体的な課税売上げに係る消費税額と課税仕入れに係る消費税額の計算方法は、次のとおりとなります。

(1)　課税売上げに係る消費税額

①　原則（割戻し計算）

税率ごとに区分した課税期間中の課税売上げの合計額（税込み）に、108 分の 100 又は 110 分の 100 を掛けて税率ごとの課税標準額を算出し、それぞれの税率（6.24%又は 7.8%）を掛けて課税売上げに係る消費税額を算出します。

		課税標準額		税率
① 軽減税率分の課税売上げに係る消費税額	＝	軽減税率の対象となる課税売上げの合計額（税込み）	× 100/108	× 6.24/100
② 標準税率分の課税売上げに係る消費税額	＝	標準税率の対象となる課税売上げの合計額（税込み）	× 100/110	× 7.8/100

課税売上げに係る消費税額 ＝ ① ＋ ②

②　特例（積上げ計算）

相手方に交付した適格請求書又は適格簡易請求書（以下これらを併せて「適格請求書等」といいます。）の写しを保存している場合（適格請求書等に係る電磁的記録を保存している場合を含みます。）には、課税期間中のこれらの書類に記載した消費税額等の合計額に 100 分の 78 を掛けて算出した金額を課税売上げに係る消費税額とすることができます。

なお、課税売上げに係る消費税額を「積上げ計算」により計算した場合、課税仕入れに係る消費税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

課税売上げに係る消費税額 ＝ 適格請求書等に記載した消費税額等の合計額 × 78/100

注意

■　**適格簡易請求書を交付する場合の積上げ計算**

適格簡易請求書の記載事項は、「適用税率又は税率ごとに区分した消費税額等」であるため、「適用税率」のみを記載して交付する場合、税率ごとの消費税額等の記載がないため、積上げ計算を行うことはできません。

課税売上げに係る消費税額の計算方法の併用

課税売上げに係る消費税額の計算は、取引先ごとに割戻し計算と積上げ計算を分けて適用するなど、併用することも認められます。

⑵　課税仕入れに係る消費税額

①　原則（積上げ計算）

相手方から交付を受けた適格請求書などの請求書等（提供を受けた電磁的記録を含みます。）に記載されている消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に、100 分の 78 を掛けて課税仕入れに係る消費税額を算出します（請求書等積上げ計算）。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} = \text{請求書等に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額} \times \frac{78}{100}$$

また、これ以外の方法として、課税仕入れの都度(注)、課税仕入れ等（税込み）の額に 110 分の 10（軽減税率の対象となる場合は 108 分の８）を掛けて算出した金額（１円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨て又は四捨五入します。）を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に 100 分の 78 を掛けて算出する方法も認められます（帳簿積上げ計算）。

（注）　例えば、月まとめで請求書等を交付される場合には、請求書等を交付された都度、月まとめで帳簿に仮払消費税額等として計上することも認められます。

積上げ計算する場合で、消費税額等の記載のない適格簡易請求書の交付を受けたときは、どのように計算すればいいんだろう…？

適格簡易請求書に適用税率のみの記載があり、消費税額等が記載されていない場合は、適格請求書に記載する消費税額等と同様の方法により計算した金額のうち、課税仕入れに係る部分の金額を基として課税仕入れに係る消費税額を計算することとなります。

したがって、適格簡易請求書に記載された金額が税込金額の場合は、その金額に 110 分の 10（軽減税率の対象となる場合は、108 分の８）を掛けて消費税額を算出し、その金額を基礎として課税仕入れに係る消費税額の積上げ計算を行います。

②　特例（割戻し計算）

税率ごとに区分した課税期間中の課税仕入れ等（税込み）の合計額に、108 分の 6.24 又は 110 分の 7.8 を掛けて算出した金額を課税仕入れに係る消費税額とすることができます。

なお、割戻し計算により課税仕入れに係る消費税額を計算できるのは、課税売上げに係る消費税額を割戻し計算している場合に限られます。

$$\text{①　軽減税率の対象となる課税仕入れに係る消費税額} = \text{軽減税率の対象となる課税仕入れ（税込み）} \times \frac{6.24}{108}$$

$$\text{②　標準税率の対象となる課税仕入れに係る消費税額} = \text{標準税率の対象となる課税仕入れ（税込み）} \times \frac{7.8}{110}$$

$$\text{課税仕入れに係る消費税額の合計額} = ① + ②$$

課税仕入れに係る消費税額の計算方法の併用

課税仕入れに係る消費税額の計算に当たり、請求書等積上げ計算と帳簿積上げ計算を併用することも認められますが、これらの方法と割戻し計算を併用することは認められません。

（参考）課税売上げに係る消費税額と課税仕入れに係る消費税額の計算方法

《課税売上げに係る消費税額》

【積上げ計算】
適格請求書に記載した消費税額等の合計額に 78/100 を掛けて消費税額を算出する方法です（適格請求書発行事業者のみ可）。

【割戻し計算】（原則）
税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100（軽減税率対象の場合は 6.24/100）を掛けて計算する方法です。

課税仕入れに係る消費税額は**「積上げ計算」のみ適用可**

課税仕入れに係る消費税額は**いずれか選択可**

《課税仕入れに係る消費税額》

【積上げ計算】（原則）
適格請求書に記載された消費税額等の合計額に 78/100 を掛けて消費税額を算出する方法です。

【割戻し計算】
税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、7.8/110（軽減税率対象の場合は 6.24/108）を掛けて計算する方法です。

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

ただし、制度導入後６年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

なお、この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

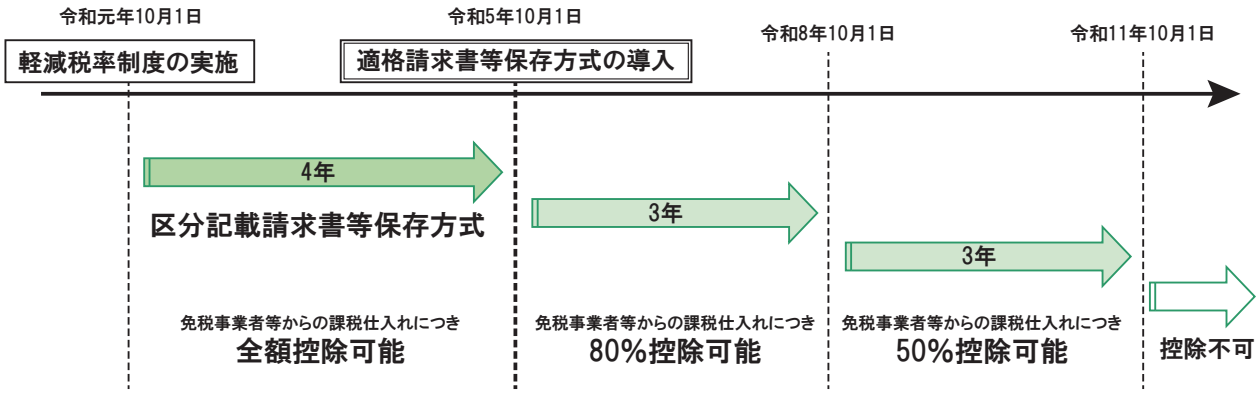

「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」の記載例

① 個々の取引ごとに「80%（又は 50%）控除対象」又は「免税事業者からの仕入れ」と記載する

② 本経過措置の適用対象となる取引に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、これらの記号・番号等が「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」を別途「※(☆)は 80%控除対象」などと表示する

といった方法などがあります。

6　適格請求書発行事業者公表サイト

適格請求書発行事業者公表サイト（令和３年 10 月運用開始）では、「登録番号」を入力し、その登録番号に係る適格請求書発行事業者に関する公表事項を確認できます。

【確認できる事項】

①適格請求書発行事業者の氏名又は名称（※）　②法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地
③登録番号　④登録年月日　⑤登録取消年月日、登録失効年月日

※　個人事業者の氏名について、「住民票に併記されている外国人の通称」又は「住民票に併記されている旧氏（旧姓）」を氏名として公表することを希望する場合又はこれらを氏名と併記して公表を希望する場合は、必要事項を記載した「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」の提出が必要です。

上記のほか、以下の項目について事業者から公表の申出があった場合には、追加で公表可能です。
・個人事業者：主たる屋号、主たる事務所の所在地等
・人格のない社団等：本店又は主たる事務所の所在地

≪適格請求書発行事業者公表サイトの機能等について≫

○　適格請求書発行事業者公表サイトでは、「登録番号」から検索できる機能のほか、
・「Web-API」によるシステム連携を可能とする機能
・適格請求書発行事業者のデータを一定の形式でダウンロードできる機能
があり、こうした機能を活用することで、業務の効率化を図ることも可能です。
詳しくは、令和３年 10 月以降、適格請求書発行事業者公表サイトをご確認ください。

注　意

■　交付を受けた請求書等に記載がある登録番号に基づき、検索を行った結果
・該当する公表事項がない
・請求書等の記載事項と異なる事項が表示される
場合には、請求書等に記載された登録番号が誤っている可能性などがありますので、まずは、相手方に確認いただきますようお願いします。